

運用指針

第2条①-ロ

現場特有の状況に対応するための創意工夫

整備済事業地への盛土実現による費用の削減

(中部横断自動車道 シンシミズ 新清水JCT ~ トミザワ 富沢IC)

シンシミズ

トミザワ

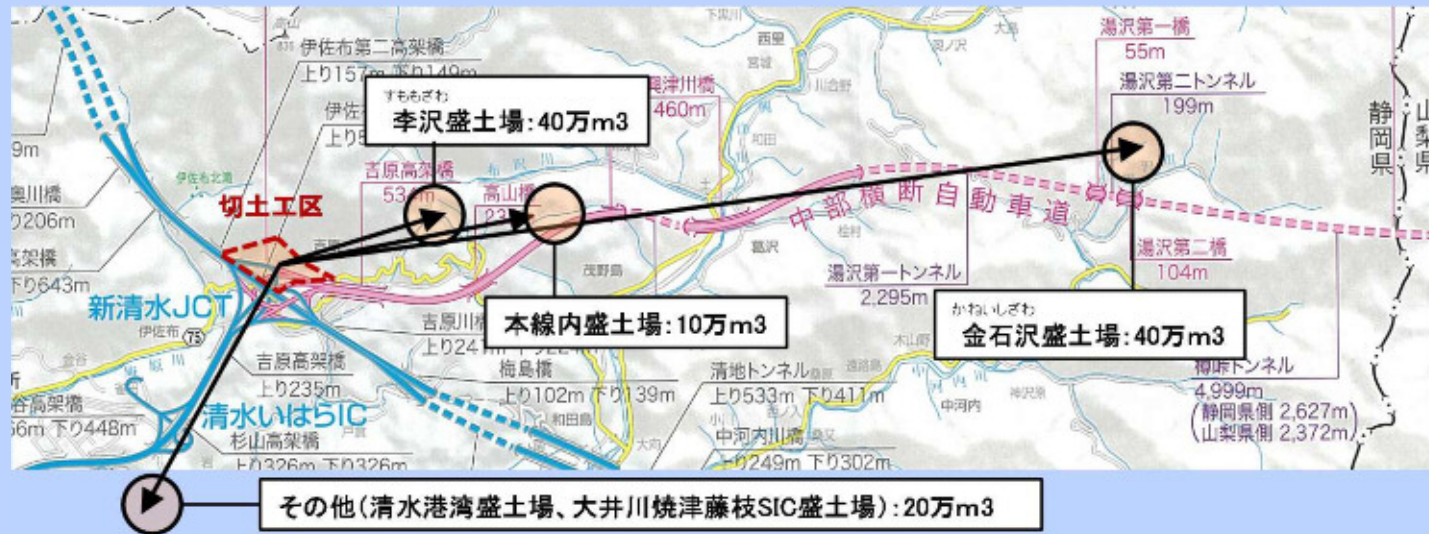
中部横断自動車道 新清水JCT～富沢ICの路線概要



- ・中部横断自動車道は、新清水JCT～佐久小諸JCTまでの全長約132kmの高速自動車国道であり、新清水JCT～富沢ICまでの20.7km、六郷IC～南アルプスICまでの15.5kmをNEXCO中日本で施行しており、現在、増穂IC～南アルプスIC間6.2kmが平成18年12月に開通。六郷IC～増穂IC間9.3kmが平成29年3月に開通している。
- ・新清水JCT～富沢IC間20.7km、国土交通省が施行する隣接区間及び富沢IC～六郷IC間28.3kmの開通により、新東名、中央道と接続することで、関東圏・中部圏との連携強化をはじめとして地域産業・経済の発展に寄与、救急医療活動を支援。
- ・新清水JCT～富沢IC間は、平成30年度の開通を目指し事業を進めている。

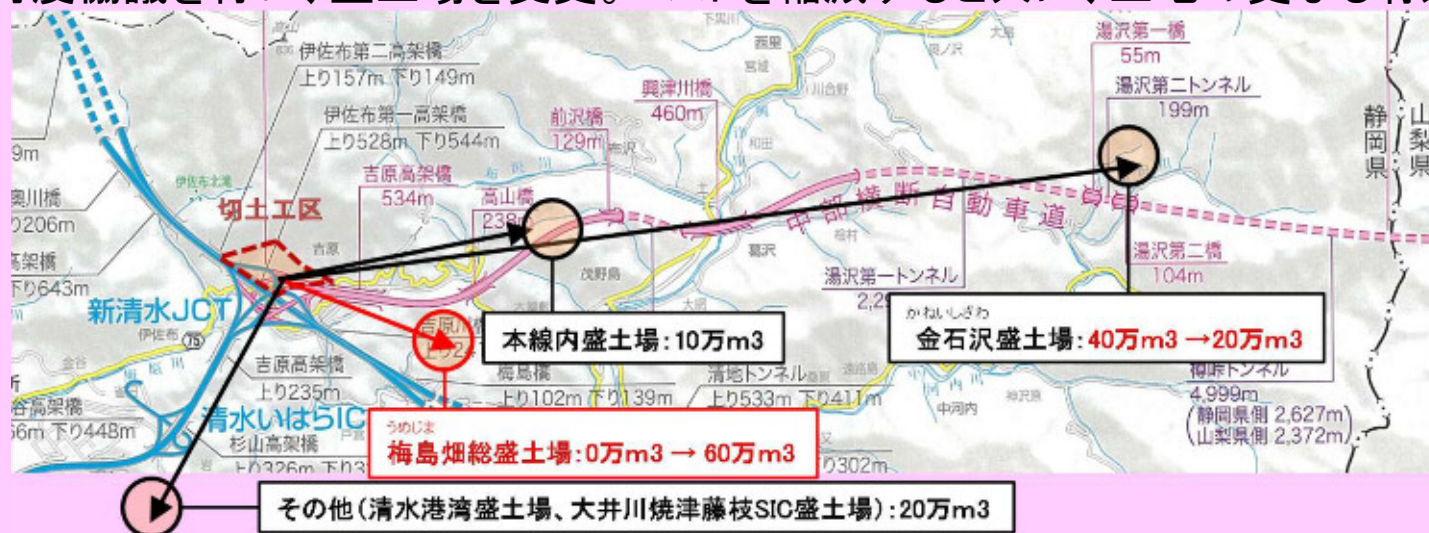
当初計画

- 地元協議を踏まえ、新清水JCT部の切土から本線内・外の各盛土場へ約110万m³の土運搬を計画



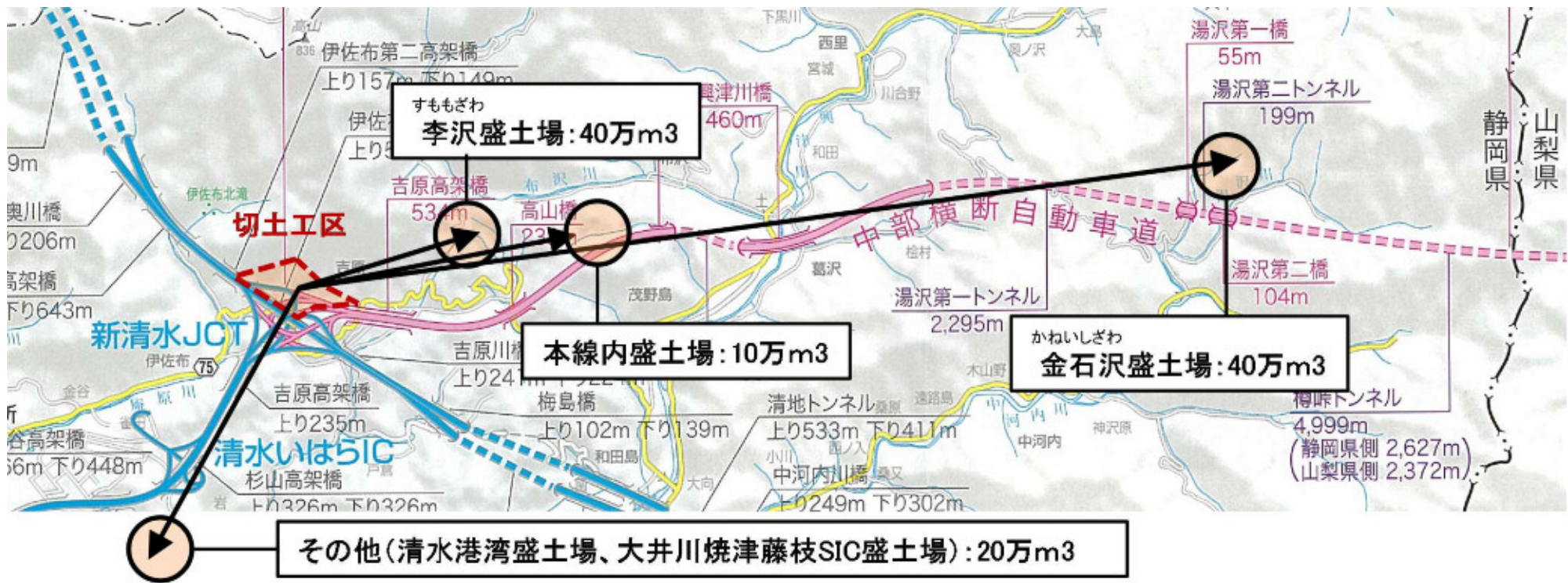
経営努力による変更

- 予定盛土場の一部に対し地元の反対が出たことを受け、土配計画の大幅な見直しを検討
- 関係機関と再度協議を行い、盛土場を変更。コストを縮減すると共に、土地の有効活用に貢献



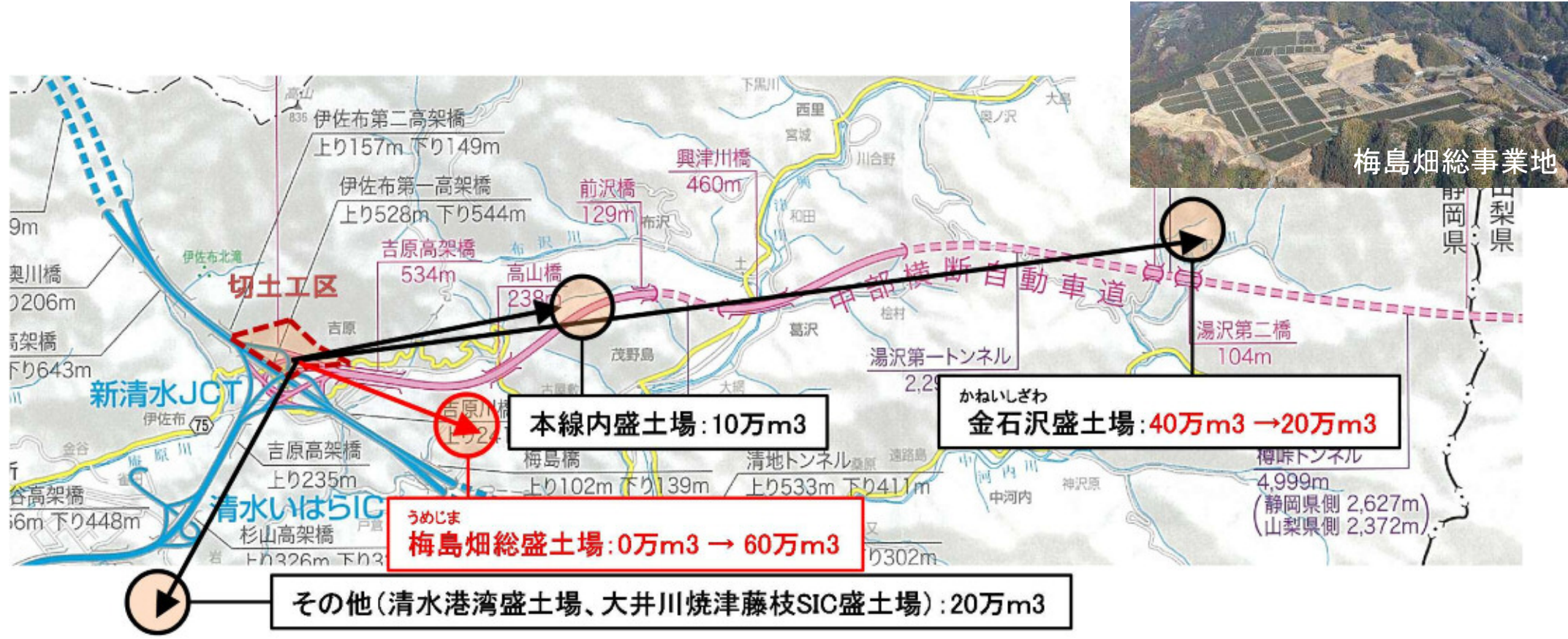
当初計画

- 新清水JCT部の切土部から**中部横断道本線及び本線外盛土場へ約110万m³**の土運搬を計画
- 地元協議を行い、本線外盛土場として、**李沢盛土場、金石沢盛土場へ各40万m³**、本線内及びその他事業へ**30万m³**を運搬



変更計画

- すももざわ
 平成26年8月の広島土砂災害を受け、李沢盛土場への盛土に**下流域の地元の理解が得られなくなったこと**を受け、土配計画の**大幅な見直しを検討**
- 整備完了済の梅島畑地帯総合整備事業地(以下、畑総事業地)の使用を静岡県等と協議
- 粘り強い協議の結果、**県事業者の了承及び一部事業反対者の理解**を得ることが出来た
- 当該地へ約60万m³の盛土が可能となり、土運搬費を縮減するとともに、**当該地区の更なる有効活用に貢献**



変更計画



【盛土実施前】



【盛土実施後】

新規土地改良事業用地



現場特有の状況に対応するための創意工夫

【課題】

- 当該地には、当初の畑総事業時からの事業反対者及び相続問題を抱えた地権者が存在
- また、畑総事業は平成22年に完了しており、実現に向けて**土地改良事業を新たに県で事業化する必要があった**

【対応】

- 事業反対者へは相手方へもメリットがあることを粘り強く説明。また、相続問題を抱えた土地2件の所有者へは、用地取得等の経験豊富な会社が主体となり、関係者への説明・調整を実施。**関係地権者16人、計45回に及ぶ説明等により了解を得た**
- 盛土の実施により事業地の拡大や効率化に更に貢献できることを提案。協議・調整を行うと共に、盛土場としての畑総事業地の設計を会社で実施。計39回に及ぶ協議により、**新規土地改良事業実施の了承を得た**

現地状況の変化に機敏に対応し、**地元・県・会社の3者にメリット**のある盛土計画を実現

【経緯】

年 月	経緯(設計・現場作業等)
平成18年 3月	当初協定締結
平成22年 9月	当初土配計画の策定
平成22年度	梅島畑総事業の完了
平成26年 8月	広島土砂災害により地元理解が得られなくなり、李沢盛土場への搬出を断念
平成26年 8月～平成27年7月	整備済事業再実施に向けた協議・相続問題の解決
平成27年10月	新規土地改良事業への着手
平成28年 1月	土運搬の開始

経営努力要件適合性の認定について

現地状況の変化に機敏に対応し、他事業者(県)及び地元と協議を行った上で、当該地への盛土を実現したことは、**現場特有の状況に対応するための創意工夫**によるものである

運用指針第2条第1項第1号ロに該当

《申請する会社の経営努力》

地元、関係機関と協議し、整備完了済みの畑総事業地への盛土を実現したことにより土運搬費を縮減

助成金交付における経営努力要件適合性の認定に関する運用指針(抜粋)

第二条 経営努力要件適合性の認定基準

機構は、助成金交付申請をした高速道路会社の主体的かつ積極的な努力による次の各号に掲げる費用の縮減(適正な品質や管理水準を確保したものに限り)について、経営努力要件適合性の認定を行うものとする。

①次に掲げるいずれかにより、道路の計画、設計又は施工方法を変更したことによる費用の縮減。

ロ. 申請の対象である現場特有の状況に対応するための創意工夫